

千葉県法律相談事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日常生活において生じる問題の解決にあたり、法的知識を要するものについて、弁護士が市民からの相談に応じる「法律相談」（以下「相談」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の要件)

第2条 相談を受けることができる者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 本市に在住・在勤・在学する者であること
- (2) 相談の内容が相談日現在、裁判所において訴訟中及び調停中ではないこと
- (3) 相談の内容が、同一年度内に受けた相談と同一でないこと

(相談員)

第3条 相談員は、千葉県弁護士会（以下「弁護士会」という。）から派遣される弁護士とする。

(実施方法)

第4条 相談を実施する日時や会場、相談人数などについては、毎年度の実施計画により定める。

(相談時間)

第5条 相談を受けることができる時間は、相談者1人あたり概ね30分とする。

(相談の方法)

第6条 相談は、相談員との面談により行う。

(料金)

第7条 相談の料金は、無料とする。

(相談の予約)

第8条 相談の予約申込は、次のとおり受け付けるものとする。

		法律相談（区役所実施）	特設法律相談（本庁実施）
電話による場合	受付開始	相談日の2週間前の午前9時	相談月の初日の午前9時
	受付締切	相談日の1週間前の午後5時	相談日の9日前の午後5時
電子申請による場合	受付開始	相談日の2週間前の午前0時	相談月の初日の午前0時
	受付締切	相談日の1週間前の午後5時	相談日の9日前の午後5時

2 前項において、電話による場合の受付の開始日または締切日及び電子申請による場合の受付の締切日が、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

に定める休日、または年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日）にあたる場合は、原則、翌開庁日とする。

3 第1項の相談予約において、申込者数が第4条の実施計画に定める人数を超える場合または希望の時間枠が競合する申込があった場合は、抽選を行う。

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、相談の予約申込を受け付けず、または受け付けた予約申込を取り消すことができる。

(1) 住所や氏名など、第2条に定める要件を偽っていたことが判明し、または偽っていることが明らかな場合

(2) 過去に無断でキャンセルを繰り返すなど、相談の適正な利用を期待できないことが明らかな場合

(3) その他、予約申込を受け付けることが適当でないと各区地域づくり支援課課長または総合政策局市長公室広報広聴課長が認める場合

(所管)

第9条 相談に関する事務は、各区地域づくり支援課及び総合政策局市長公室広報広聴課にて処理を行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、相談の実施にあたり必要な事項は総合政策局長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。